

令和2年第5回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年5月27日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年5月27日	午前10時00分
	閉 会	令和2年5月27日	午前11時11分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

10番	座間味 栄 純	11番	松 川 秀 清
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

5月27日（水） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第33号	工事請負契約の締結について（健堅本部落線道路改良工事〈R2-1〉） （議案説明・審議・採決）
4	議案第34号	工事請負契約の締結について（健堅本部落線道路改良工事〈R2-2〉） （議案説明・審議・採決）
5	議案第35号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について （議案説明・審議・採決）
6	議案第36号	令和2年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
7	陳情第3号	本町農業関係者への支援について （採 決）
8	決議第4号	本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議 （議案説明・審議・採決）

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第5回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 座間味栄純議員及び11番 松川秀清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月27日限りの1日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月27日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議案を提案する前に一言ご挨拶を申し上げます。1月17日に、県内でもいち早く第1回目の本部町における新型コロナウイルス感染症の対策本部を町長を先頭に開催いたしました。これまで11回にわたって対策会議を開催してきました。その都度その都度、局面が変わるごとに対策会議を開きまして、町役場の職員、そして議員各位の皆様方並びに大多数の町民、特に事業者の皆様方の絶大なる協力、そしてある意味では生活を耐えて、行動を耐えて今日まで立ち至ってきております。第1波につきましては、そういった中で町民の皆さん方の協力の中で何とか町民にあっては一人たりとも感染者を出さずして乗り越えたと思っております。そのことに対しまして、議員各位、そして町民の皆さんに対しまして、この場を借りて協力していただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。なお、これから第2波、第3波が来はせんだろうかといったようなことが懸念されております。ついては、そのことについて万全な対策を取りながら、かつここに来て痛んだ経済を立て直していくというようなことで、そのようなことでまた新たに動きの舵を切って行政も取り組みますし、また議員各位の皆様方に対しましても、経済の立て直しに対しましてご協力いただきますようお願いいたしますので、これからまた一致団結した活動を展開していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議案のほうを提案していきます。令和2年第5回本部町議会臨時会におきまして、4件の議案を提出してございます。その内訳は、工事請負契約の締結議案が2件、条例の一部改正議案が1件、令和2年一般会計補正予算が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号 工事請負契約の締結について。健堅本部落線道路改良工事（R2-1）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、健堅本部落線道路改良工事（R2-1）。2、契約の相手、本部町字渡久地125番地1、株式会社渡久地組、代表取締役渡久地弘二。3、契約金額、6,325万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年5月27日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。議案第33号資料、健堅本部落線道路改良工事（R2-1）請負契約概要。1、工期は130日間。2、指名業者は、本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12者でございます。3、工事概要としまして、整備延長L=225メートルで、土工一式、路盤工一式、舗装工一式、排水工一式、擁壁工一式でございます。下の平面図の右側、赤色で塗られている場所が工事場所となっております。健堅本部落線の終点側、信号機が設置されているところが終点です。終点側から起点側に向かって約200メートルは完成しています。そこから約90メートルぐらい区間を空けて、そこから起点側に向かって225メートルの整備延長になります。

次のページは、入札結果報告書になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第33号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号 工事請負契約の締結について。健堅本部落線道路改良工事（R2-2）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、健堅本部落線道路改良工事（R2-2）。2、契約の相手、本部町字健堅

129番地、有限会社仲建工業・有限会社沖工設、特定建設工事共同企業体。代表者、有限会社仲建工業、代表取締役仲宗根 正。3、契約金額、1億6,137万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年5月27日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。議案第34号資料、健堅本部落線道路改良工事（R2-2）請負契約概要。1、工期は240日間。2、指名業者は、有限会社渡久地組・有限会社良三組、特定建設工事共同企業体から有限会社安護建設工業・株式会社瀬底産業、特定建設工事共同企業体まで6者でございます。3、工事概要としまして、整備延長L=711メートルで、土工一式、路盤工一式、舗装工一式、排水工一式、擁壁工一式でございます。下の平面図の左側の赤色で塗られている場所が工事場所となっております。健堅本部落線の起点側から約150メートルは完了しています。そこから終点に向かって711メートルの整備延長になります。

次は、入札結果報告書になっております。

最後のページは、議案第33号と34号の共通資料となっております。緑色の部分については、用地買収が完了し次第、順次工事を進めてまいります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第34号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年5月27日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、地域経済や町民生活、本町財政等に多大な影響を与えていることに鑑み、町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当について、令和2

年6月1日から同年7月31日までの間、減額措置を行うため条例の改正が必要である。これが、この議案を提出する理由であります。

減額の内容につきましては、参考資料で説明をさせていただきます。一番最後のページ、A4の横になります。右上に議案第35号参考資料と記されております。今回、町長、副町長、教育長、いわゆる特別職の給料月額のうち2か月間の減額の改正条例でございます。影響が給料と期末手当に影響いたします。それぞれで説明いたします。給料は、町長の分、現行で75万6,000円、改正案が30%減額の52万9,200円、差額が月で22万6,800円の減額。これを2か月分でございますので、45万3,600円の2か月分の減額でございます。副町長、教育長に関しましては、月額給料の10%減額、その2か月分で副町長は12万2,400円の減額、教育長が11万5,000円の減額。三役トータルで69万1,000円の給料の減額になります。

続きまして、期末手当、6月の期末手当に影響いたします。町長は36万5,148円の減額、副町長は9万8,532円の減額、教育長は4月1日の就任でございましたので、支給が在職期間に応じ30%支給になります。その影響額としまして2万7,773円が減額。三役トータルで49万1,451円。給料と期末手当を合算いたしますと、トータルの影響額が118万2,453円でございます。

提案理由でも説明いたしましたが、コロナウイルス感染症の多大な影響によるものでございますので、この減額した分に関しましては、今後のコロナウイルスの影響による地域経済、あるいは町民生活の支援の事業の財源に充てることとしてしております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第36号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年5月27日提出、本部町長 平良武康。

3枚目をお願いいたします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計

補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億5,463万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ101億8,309万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の第2号の補正につきましては、ほとんどが新型コロナウイルス感染症関連の支援事業になっております。本日お配りしましたA3の資料、右上に議案第36号参考資料と記されておりますけれども、その資料でもちまして説明をさせていただきます。A3の説明資料の一番左側に担当課が記されておりますが、そのすぐ右に一連番号が振られております。1番から10番までありまして、10事業の予算に絡む支援事業を提案しております。表中、黒文字は去る4月の臨時議会において補正予算の可決をいただいた事業となります。赤文字が今回、新たに提案している事業となります。表中の右上をご覧ください。9,451万3,000円と書かれておりますが、こちらは地方創生臨時交付金が国から受けられることになりましたので、本町の限度額9,451万3,000円が国から国庫として交付金が入ってくるものでございます。その交付金を活用しまして10事業を予定しておりますが、その10事業の総額が1億7,907万5,000円を予定しているところでございます。交付金を上回ることから、財政調整基金を取り崩しまして、その支援事業に充てることを併せて提案しているところでございます。それでは1番から順に概要の説明をさせていただきます。

まず1番、もとぶコロナショック生活支援・小規模商店支援事業、こちらは4月の臨時議会におきまして提案させてもらった事業でございます。その中で変更がございます。4月の時点におきましては、2,000円の商品券を半額で活用、要は4,000円の買い物をして2,000円の商品券がトータルで使えますということで説明させていただきました。これを3,000円の商品券で半額を今回取りやめております。取りやめた理由が、今回、臨時特例交付金、先ほど9,400万円の説明をいたしましたけれども、その交付が受けられるようになったこと。そして半額にすることで地域経済を効率よく回そうということで予定しておりましたけれども、ほかの事業も併せて実施できることから、経済効果も大きく見込めるということで、今回、半額の分はなくしまして、3,000円の商品券をそのまま使えるということで、今回変更しまして、提案しているところでございます。総事業費が4,400万円余りでございます。

続きまして、2番目の水道料金生活・経営体支援事業、こちらは本町の水道料金の7月、8月、9月の3か月分の基本料金を免除するというものでございます。こちらは事業所、そして一般の世帯を含めてでございます。2,300万円余りを予定しております。

3番目、もとぶコロナショック緊急子育て支援事業、こちら4月の臨時議会で提案し、承認いただいたところでございますけれども、その際は、3か月間の保育園から中学生までの給食無料を提案して承認いただきました。今回、臨時交付金が交付されることから、期間を3か月から6か月に拡大しております。そのことで今回改めまして、追加しました3月分の予算を計上しているところでございます。

4番目にひとり親世帯生活支援事業、こちらは新規でございます。ひとり親世帯に対しまして、

児童1人当たり1万円の支給を予定しております。総事業費で350万円を予定しております。

5番目は、4月に承認いただいたものから変更がございません。感染拡大防止のアルコール消毒等の購入でございます。こちらは変更ございません。

6番目、飲食業者経営体力再生事業、新規でございます。1番の商品券、そしてこちらは飲食店の食事券、本部飲食店応援券、まだ仮称でございますが、飲食店で使える商品券、食事券ということになります。全町民1人当たり3,000円の飲食券を配布いたしまして、町内の飲食店の活性化、そして経営の支援をするというものでございます。事業費4,400万円余りです。

続きまして、農業者経営体力再生事業、こちらは農業者に対しまして本部町産の堆肥の配布を行うものでございます。農業の中でも大きく影響を受けた花き農家に関しましては100袋、その他の農家に関しましては50袋を配布するものでございます。事業費が910万円余りでございます。

8番目、畜産業者経営体力再生事業、こちらは子牛の価格も今回下がっております、影響出ておりますので、出荷1頭につきまして1万円の助成を考えております。310万円の事業費を見込んでおります。

9番目、水産業者経営体力再生事業、こちら価格も下がっております、影響が出ておりますので支援を考えております。水産業者の支援のため氷の購入費を一定期間補助いたします。氷の購入の補助を考えておまして、6月から12月までの間、上限100万円で氷の購入を補助すると。昨年、そして2年前ですと、この期間で100万円を上回ることはありませんでしたので、ほぼこの期間は氷代は無償で提供できるのではないかと考えております。それと併せましてストッカーの購入を補助いたします。これは漁港がストッカー、冷凍庫を4台購入いたします。これの購入費の8割補助を考えております。氷とストッカー合わせまして350万円程度を計上しております。

最後に公立学校情報機器整備事業、こちらは町内小中学校の児童生徒に対し1人1台の機器、パソコンを整備するものでございます。国が進めております児童1人当たり、パソコン1人1台を今回事業化するものでございます。国庫補助が約3分の2ございまして、今回この臨時特例交付金を活用しまして、残り3分の1を充てまして、今年度で児童生徒に1人1台のパソコンを整備する事業を取り入れたいと考えております。以上、歳出でございます。

歳入も若干説明させていただきます。その原資としまして、議案第36号の補正予算書の事項別明細書2ページ、3ページをお願いいたします。2ページ目の16款国庫補助金ですけれども、3ページに移りまして9,451万3,000円、こちらが先ほどから申し上げております地方再生の臨時交付金が入ってまいります。その下、児童福祉費の補助金ですけれども、2,126万3,000円、こちらは児童手当に1万円加算する分の補助金で、事業費と事務費の補助金でございます。これも国庫から10分の10入ってくるものでございます。その下、教育総務費補助金、こちらは先ほど説明いたしました1人1台パソコンの3分の2が国庫で入ってきますので、その3分の2を計上しているところでございます。

その下、繰入金、こちらが今回、コロナウイルス関係で支援いたします事業の財政調整基金を取り崩しまして充てる分6,148万2,000円でございます。

最後になりますけれども、一番下、学校給食費1,193万9,000円の減額、こちらは3か月分追加しましたので、その分の減額、無償化の減額分を計上しております。ちなみに教職員はその減額の対象外となっております、児童生徒のみの減額でございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 歳出のほうの、一番上、1番の除くと書かれているところの、量販店・チェーン店・コンビニというのはどちらを指すのか説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 11番、松川議員にご説明いたします。

量販店、これは大型店舗です。大きい店舗。あとチェーン店は、町内に本社のないチェーン店。あとコンビニはファミリーマート、ローソンです。そういう量販店・チェーン店・コンビニを除くということになっております。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 量販店、大型店舗、それからチェーン店は多分薬局とかだと思えますけれども、コンビニですね、コンビニというのはオーナー制で町民がオーナーになっていると思うんですよね。フランチャイズの直営は多分本部町にないと思えますので、フランチャイズの直営なら除きますけれども、本部の方がオーナーになっている店を除くというのはいかがなものかと思えますけれども、どのように考えていますか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 現在、今、企画のほうで対象店舗ということで、要領、要項を今作成している状況ですけれども、その中で町内の飲食物等の店舗ということで、今考えてはいます。それも町産品ということで、特例としながら町産品の消費拡大も図りながら、地域産業の活性化にも寄与するという理解を求めていくために、できれば町産品の消費拡大も含めた手当もしながら行っていきたいと思えます。その要綱、要領を定めていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今言ったようにオーナーのものの場合には考慮する必要があるんじゃないかなと思えますので、その辺の考慮も検討中でありますので、しっかりとやってもらいたいと思えます。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 公立学校情報機器整備事業の項目ですけれども、総務課長の説明にもございましたとおり、この事業は政府が令和5年度、達成を目指したGIGAスクール構想の前倒し分だと思えますが、今回、予算計上されている中でパソコンが1人1台当たるといって購入するということは理解したんですが、やはり問題として、児童が家でもオンライン授業とか、そうすることを目的とした事業だと思えますが、各児童の家庭にWi-Fi環境が整っていない可能性も十分あると思えますので、これが懸念されると思えますが、この事業の予算の中にこの児童の家庭のWi-Fi環境を整備するという予算もその中に入っているのか。もし入っていない

のであれば、これからそれに対しての当局の見通しなどがありましたらご説明いただきたいと
思います。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 5番 小橋川 健議員にご説明いたします。

今回計上しております予算は端末機器、児童生徒分のみの整備になっております。国の補助メニューには緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、そういったWi-Fiのルーターの整備が支援できるというものもありますので、それもありまして、私たち教育委員会としては各学校にそういった環境が整っているかどうかというのをアンケートで今出しているところで、それが今週末までには各学校上がってくると思っています。それを判断して、またどの程度、対象予算のほうもありますので、どれだけ予算がかかるかはこれから検討して行って、しっかりと整備できるように検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 農林水産関係、7番ですけれども、農業者に対して堆肥の配布を行うと。これは46件と456件と具体的に数字も出ています。私の記憶では、例えば花き農家では、そろそろ次の菊の栽培に向けて畑づくりをしようと思うんです。これが6月開始という形になっているんですけれども、これは6月1日からすぐ配布ができるのか、この時期は梅雨でもありますので、畑を耕すタイミングというのもあると思うんです。一日でも早くこの堆肥を配ると、花き農家とかは特に安心するんじゃないかな、助かるんじゃないかなと思いますけれども、具体的にいつからこれが配布できるのかお聞かせください。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 6番、伊良波議員にお答えします。

配布時期につきましては、6月から12月ということで考えておりまして、特に花卉農家におきましては、花の種類によっては6月に次期作を植付けする。もしくは9月に次期作を植付けするというのがございます。それもありまして、できる限りそれに間に合うように、今交付の要領などをつくりまして、配布する予定であります。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 何点かあります。まず1番目、6段目ぐらいですか、括弧内の令和2年5月末見込みとあるんですけれども、あさってで5月が終わるんです。それで6月の間違いじゃないかということと。それと商品券に関して、商工業及び飲食業あると思いますけれども……。これですね、参考資料のほう。1番上と真ん中のほうを見てもらうと、6段目の括弧内の令和2年5月末見込みというのが6月の間違いじゃないかと思えますけれども。それと3,000円チケット、それはタクシーでも可能なのかということと。それと商工業に関しまして、前にチケットが出ましたけれども、商工業が申請してやるのか。それともポスター等を貼るのか。何もなくて入ってきたものを商工業者が口座番号等を担当課にお伝えして、それが即入金できるようになるのか。その辺も詳しく教えていただければ助かります。それと、農林水産関係の8、畜産業者に

対し子牛の出荷等についての1万円助成についてですけれども、これは個人なのか、法人なのか、それと期限はあるのか、説明を求めます。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 私のほうからは5月末が6月末の間違いじゃないかというのが、1番目の項目と6番目の項目に括弧書きで5月末見込みとありますが、こちらは5月末の人口を見込んでいると、算出の際にですね。5月末までに配布というわけではなくて、5月末の人口1万3,250人を見込んで算出するというので、人口の見込みの期日を打っているものでございます。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 11番、具志堅議員にご説明いたします。

タクシーチケットの件ですけれども、それはあくまでも飲食、小規模の飲食業、飲食物関係を予定しております。

1番目のほうが、これは生活支援・小規模商店支援事業ということで、これは商品券を、要綱、要領を今つくっている最中で、要綱、要領の中で商品券の使用範囲という形で、今考えているのが商品券は登録事業者に扱う飲食物の対価としての使用のみという考えで要綱をつくっております。あと6番の飲食業者経営体再生事業につきましては、町内の営業許可を取っている、現に影響している店舗のほうの飲食店を今考えております。この飲食店に関しても現在要綱をつくって、それを利用しながらやっていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今回の課長の説明によりますと、最初の1番目の商品券に関して最初に話されたんですけれども、飲食に関わるといいますと、例えば日常生活必需品、トイレットペーパーとかティッシュとか、金物屋とかでたわしとかいろいろこういうものを買うには値しないという理解でよろしいですか。それと先ほど言いましたタクシー券は入っているか入っていないかだけ説明を求めます。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 11番、具志堅議員にご説明いたします。

現在、先ほども言いましたが要綱を作成中で、先ほども言いました商品券の使用範囲内ということで、現在のところ登録事業者に扱う飲食物等の対価としてのみで使用できるということで、現在は考えております。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 具志堅議員に、今課長のほうから説明がありましたけれども、ちょっと補足して説明したいと思います。

現在、要綱の中で細かく対象の、どういうものを対象にするかとかという範囲を決めていく作業をしているところでありますけれども、基本的な考え方としては、今回コロナショックで、やはり町民の生活が一番ダメージを受けている部分もありますし、それと町内の小規模店舗がかなりダメージを受けたというふうに、こちらのほうとしては認識しておりまして、その支援とい

たしまして、まず町民生活の中でもさらに飲食に係る部分についてが最も支援する、優先的にやるところだというふうに考えますので、日用品とか、生活物資となるとかなり範囲も広がってきますので、限られた予算の中で一番優先していくのはやはり飲食の部分であろうという考えのもとで、町内の小規模店舗にしても、そういう商品の中の、さらに飲食に係る商品、食材でありますし、加工された商品でもありますし、とにかく食べる、飲む商品について優先、まずは今回の事業で手当していかうという考えであります。よって、タクシーは今回該当しないという考えでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 9番、具志堅議員のほうに説明いたします。

子牛の対象につきましては、参考資料として平成30年度の出荷頭数ということで310頭としております。ただ、この今回の事業につきましては、交付要綱などもありまして、翌年3月まで、年度締め切ることにはできないと思われまますので、12月までの期間の中で対応していくことになると思うんですが、ただ子牛の出荷期限というのもありますので、それを3月までに出荷する予定であるかどうかというものも勘案して対象にするのかどうかというのは、また要領に付け加えまして検討していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時48分）

再開します。

再 開（午前10時48分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 9番、具志堅議員の質疑に対して答弁漏れがございますので、改めて答弁いたします。

対象につきましては、今個人事業者ということで考えております。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時48分）

再開します。

再 開（午前10時49分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 11番、具志堅議員にご説明いたします。

すみません。答弁漏れがありました。対象店舗の登録につきましては、各店舗の意見もいろいろ聞きながら対象店舗を決めて、できれば全店舗対象ということできればいいんですけども、中には対応ができないという店舗も出てくると思いますので、その辺は各店舗の意見をいろいろ聞きながら店舗指定をしていきたいと思っております。とりあえずは町内の小規模店舗、全店舗を指定というであります。周知の話も先ほど、多分これも答弁漏れだと、各字での周知とあと広報紙、ホームページ等、あとポスター等ですね、指定された店舗がオーケーということであれば、そこに張り出しをしたり、店舗の名前を出したりしていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 3回目ですけれども、先ほどの商品券に対しても非常に気になっております。例えば飲食関係、まとめて買って、その中に日常生活用品が入ることは多々あると思うん

です。その説明も担当課が周知するために規則の中に書き入れて渡すとか、買い物する客も一緒に払おうとするんですけれども、例えば何かが入った場合にこれは現金になると思うんですよ。この説明も大変ではなかろうかと思うことと、それと私も商工会に入っていますので町内に700店舗ぐらいの商工関係の事業所があって、その中から飲食店をまた抜粋するのは大変な作業だろうと思っております。その200、300が飲食に関わる仕事をしているのか、その辺は調べていないから分からないんですけれども、それも大変だろうと。それともう一つ漏れていたのが、この事業所は担当課から来るのを待ってればいいのか、こちらから事業所は申込みをしなくてもいいのか。さっきも言ったんですけれども、皆さんが使ったチケットを商工会に持って行くのか、役場に持って行って換金できるのか、振込なのか、さっきはちょっと漏れていたものですから、併せて説明を求めます。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 9番、具志堅議員にご説明いたします。

店舗関係は商工会の協力を得ながら、飲食店が何件あるのか、その辺を調べて足を運びながら対応していきたいと思っております。あと周知関係ですけれども、配布を公民館のほう、区長を通して配布を行う考えを持っております。その中で、区長のほうでこの券は何に使えますということも区長に周知して行っていきたいと思っております。今考えているのは区長ですね、1か月だけの商品券ですね、そこで配布して、もし難しいというんですか、取りに来ない方もいるはずなので、その辺も区長に周知して、それでも難しいということがあれば後は町のほうで引き取って、職員で足を運ぶなり、電話連絡を入れたりして対応していきたいと思っております。あと換金の件については、今要綱の中でも定めているんですけれども、月2回、役場のほうで換金という形にしていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 今の商品券に関してですけれども、公民館を活用するということでありました。これは例えば1件に対して、区にある程度の手数料が入るのかどうか。その辺の説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 10番、座間味議員にご説明いたします。

先ほど企画商工観光課長から説明がありましたように、配布に関しましては、区長、書記の力を借りまして、活用についての説明、そして配布、何と申しますか、郵送だともらっただけでそのまま使わないということも想定されますので、それをまず防いで区長のほうで説明すると。取りに来られない方は区長、書記が家を回って、特に高齢者の家を回って使えますよというふうにやってもらいたいというものでございます。このことによって区長、書記の業務は増えると思っておりますので、その件に関しましては今後委託料で支払いできるのかどうか。これが補助の対象となるかどうかというのを精査しまして、区長と十分調整しまして、できるだけの手当てはやっていこうというふうに考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 2点だけ確認をしておきます。

6番と7番ですけれども、右端のほうに飲食業者ということをやっているわけだけれども、これはほとんど営業許可をもらってやっているといると思うんだけど、まず地域から聞こえる声、商工会に加入しないと使えないのかなど。店としてできないのかなどというのが1点。これはいろいろ許可をもらっていればできるという考え方にも変わるけれども、そこが1点。

次の下のほう、農業者の定義だけれど、どこを指して農業者ということかということ。よっぽど考えてやらないと。これは農業収入によって大体決めていくという判断だけれど、農協組合、向こうの名簿と付き合わせてやる考え方があるのか。ここの組合とあるのは農協を指しているのか。そこら辺の考え方をお聞かせください。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、崎浜議員にご説明いたします。

飲食業者ということで、商工会の加入ということではありますが、商工会に加入していなくても営業許可を持っていれば、現に営業している店舗という形で持っていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番、崎浜議員のほうに説明いたします。

農業者という言葉の定義ということではありますが、農業者につきましては、特に農業者の登録というものの名簿はございませんでして、今回農業者としてあるのは、先ほど議員のほうからもありましたJAの会員であるとか、あとは花き農協の会員であるとか、主立ったところでは本部町におきましては、本部町の農業を元気にするネットワークの会がありますが、その会員の皆様方及びそれに属する方々と考えております。毎年1月に農業者の集いの会というのがあるんですが、それに参加される方々も含めてございます。それと併せて、今要領を作成中であるんですが、例えば作付け面積の10アール以上、もしくは売上金の20万円以上の方々についても農業者とするということで、今要領の中では定めておりますが、できる限り農業に従事する方々が対象になるように配布していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 上の飲食店についての、さっき具志堅議員から700余りあると聞いているわけですけれども、やはりこれから外れた、営業許可はもらっても小さな部落でやっているマチヤグラー、そういう人たちが多と思う。そういう人たちが不安持たないような調査をしていただいて、これは実施するまで紆余曲折、いろんなことが起こってくると思いますよ。そこら辺を加味しながら進めてもらいたいという気がします。

そして農業という定義、さっき言ったんだけど、兼業農家はすぐ分かりますよ。さっき言われた農業者の会も、あれも相当の経営の方たちが入っているわけだからほとんど分かる。兼業農家で野菜を中心に作っている人たちは収入、これがほんのわずかしかならないと思うんですよ。こういう人たちも拾い上げる考え方を持ってやってもらいたい。これはだから農協あたりとよく調整を

して、名簿を見ながら調整をしてください。今はもう農協の会員はほとんど兼業農家ですからね、会員は多いけれども、実際の農業をしている人たちは少ない。その小さな農家を救うためにもこの制度があると思いますので、そこら辺の調整をして前に進んでください。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第36号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 陳情第3号 本町農業関係者への支援についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。陳情第3号 本町農業関係者への支援については、採択されました。

日程第8. 決議第4号 本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 決議第4号、令和2年5月27日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 真部卓也、崎浜秀昭、比嘉由具、小橋川 健、伊良波 勤、具志堅正英、仲宗根須磨子、座間味栄純、松川秀清、喜納政樹、宮城達彦、崎浜秀進。本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議。上記の決議を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的な医療崩壊や経済崩壊が深刻化し、計り知れない危機的状況である。我が国においても4月16日に「緊急事態宣言」が全都道府県に発出されたが、全国的な感染拡大により期間延長を余儀なくされ、国民は事業者の営業自粛等により生活困窮に陥っているなか、5月14日には感染者の減少と早期経済活動の再開に向け、本県を含む39県で解除された。国においては、国民一人あたり一律10万円の給付や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、各種給付金制度や融資制度等の諸施策を講じ、国民の一時的な生活確保及び経済回復に向け取り組んでいる。本県においても来県自粛や外出自粛を求める緊急事態措置を5月31日まで延長したが、事業者への休業要請は当初予定を前倒しして、部分的な解除がなされた。しかしながら当面、新型

コロナウイルス第2波、第3波と感染拡大への懸念は払拭されず、深刻な経営状況が続くものと予想される。本町においても、観光産業をはじめとする各産業に大きな影響を及ぼしている。去った4月24日本部町議会第4回臨時会において、国からの特別定額給付金を含む13億9千万余の補正予算が上程され、全会一致で可決した。本町の農・水・畜産業及び商工観光業の現状は、観光入域客の減少によりホテル及び飲食業での需要減少、また航空機の減便による本土出荷の低迷等により、従事者への損失は膨大となっている。よって今後の、町内の経済回復、児童生徒の学力の維持、交通弱者への対応、医療体制の維持など、多岐にわたる対策と支援は重要かつ喫緊の課題となっている。新型コロナウイルスの早期収束による平穏な生活を取り戻すことと、町民の生活の向上と安定を図るため、緊急的な支援対策を構築していただくよう下記事項を強く要請する。

記、一 緊急支援について。本町の一次産業を担う農業、水産業、畜産業を担う事業者に「生産活動の支援」「販売促進への支援」として緊急的な支援対策を早急に構築する。中小企業や小規模事業主、観光関連産業等への各種支援策に関する手続を、早急かつ円滑に行うための取組みを早急に構築する。次のページ。一 教育支援について。児童生徒のメンタルケアに関する取組みと、保護者に対する経済的支援及びオンライン授業による学力維持推進を早急に構築する。一 その他の支援等について。町民への生活支援を早急に構築する。母子・父子家庭への生活支援を早急に構築する。交通弱者への生活支援を早急に構築する。一 医療体制の維持。医療体制の維持と医療従事者の安全確保を図る。以上。令和2年5月27日、沖縄県本部町議会。宛先、本部町長。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

決議第4号 本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。決議第4号 本部町経済再生に向けた支援体制構築にかかる要請決議は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他

の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第5回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前11時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 松 川 秀 清